

一般財団法人大阪大学業科学研究協会 賛助員規程

第一条 一般財団法人大阪大学産業科学研究協会（以下「協会」という。）は、協会定款33条の賛助員（協会の目的に賛同しその事業の援助をする個人又は団体）を下記のように定める。

（賛助員の規定）

- 第二条 賛助員として、特別功労会員、功労会員、正会員、賛助会員、特別賛助会員（アドバイザーボード）を設ける。
- 2 特別功労会員は、協会に対して一千万円以上の金品の寄付もしくはサービス等の支援をした法人もしくは個人とする。
 - 3 功労会員は、協会に対して百万円以上の金品を寄付した法人もしくは個人とする。
 - 4 正会員は、現在（平成22年3月19日時点）の産研テクノサロン会員とする。年会費は、一口五万円とする。正会員の特典は、現行のテクノサロン会員の特典を引き継ぐものとする。
 - 5 賛助会員は、年会費一口二万円を納付した個人もしくは創業5年以内の小企業またはベンチャー企業とする。賛助会員の特典は、現行のテクノサロン会員の特典を引き継ぐものとする。但し、産研テクノサロンの懇親会費は会費一口の場合は有料とする。
 - 6 特別賛助会員は、協会の目的及び方針に則り、無給で協会の事業活動を援助する個人で、その規程は別途定める。

（顕彰）

- 第三条 協会は、特別功労会員及び功労会員の功労を記念碑等に記し末永くこれを顕彰する。
- 2 協会は、正会員、賛助会員、特別賛助会員、協会役員及び評議員に対して、その功労が別途定める規程を満たした者については、その功労を記念碑等に記し末永くこれを顕彰することができる。

(会費)

第四条 正会員及び賛助会員は、毎年4月1日から翌年3月31日までを会員資格とし、会員資格末日までに会員から書面による申し出がない限り会員を自動継続するものとする。

2 正会員及び賛助会員の年会費の払い込みは、原則として6月末日までとする。

途中入会の会員は、入会日から2ヶ月以内に年会費を支払うものとする。

(除名等)

第五条 協会は、協会活動にとってふさわしくない行為があった賛助員を、理事会の決議により除名することができる。

2 協会は、協会活動にとってふさわしくない行為があった者について、理事会の決議により第三条の顕彰を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第六条 この規程の改廃は、企画戦略会議の答申に基づき、理事会の決議により行うことができる。

附 則

この規程は、平成二十二年三月二十日から施行する。

一般財団法人大阪大学業科学研究協会 特別賛助会員（アドバイザーボード）規程

第一条 一般財団法人大阪大学産業科学研究協会（以下「協会」という。）は、協会の目的に賛同しその事業の援助をする賛助員として、特別賛助会員（アドバイザーボード）を置くことができる。

（役割）

第二条 特別賛助会員は、協会の目的と方針に則り、協会事業を援助する活動を行なう。

（選任と任期）

第三条 特別賛助会員は、次の各号に掲げる者で理事会の承認を経て選任された者とする。

- 一 理事長及び専務理事が必要と認めた者
- 二 企画戦略会議が必要と認めた者

- 2 特別賛助会員の任期は、二年とし任期の開始と終了は原則として理事の任期と同じにする。
- 3 前項により選任された者は、再任を妨げない。

（給与等）

第四条 給与等は、無給とする。ただし、理事長及び専務理事が必要と認めた協会の会合に出席するための旅費については実費を支給するものとする。

（解任）

第五条 特別賛助会員において協会活動にとってふさわしくない行為があると認められた場合は、理事会の決議により解任することができる。

（規程の改廃）

第六条 この規程の改廃は、企画戦略会議の答申に基づき理事会の決議により行うことができる。

附 則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。